

株式会社北國銀行（以下「当行」といいます。）は、当行が株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）からの受託業務である、電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）に係る電子記録に関する業務（以下「でんさいサービス」といいます。）をでんさいサービスの利用契約を締結した利用者へ提供し、でんさいサービスをご利用いただく際の規定（以下「本規定」といいます。）を以下のとおり定めます。

北國でんさいサービス 利用規定

第1条【サービス概要】

1. 本サービスは、「北國デジタルバンキング」を通じてインターネットに接続可能な情報機器を操作することで利用するものとします。ただし、でんさいネット「業務規程」および「業務規程細則」（以下、「業務規程等」といいます。）により書面に限定されたものや、システム障害等で北國デジタルバンキングが利用できない場合は、当行所定の書面を窓口へ届け出るものとします。
2. 利用者および業務規程等に規定された対象者は、当行国内本支店でその都度所定の手続きを行い、記録事項の開示を請求することができます。
3. でんさいサービスで実施できる各種記録請求等は、契約内容によって異なる場合があります、利用者はこれを予め承諾するものとします。
4. でんさいサービスの内容は業務規程等に規定され、これを逸脱することはできません。

第2条【利用申込】

1. でんさいサービスを利用するには、業務規程等および本規定を熟読しその内容を理解し、その内容が適用されることを承諾した上で、当行所定の利用申込書「北國でんさいサービス利用申込書（兼預金口座振替依頼書）」（以下「利用申込書」といいます。）に所定の事項を記載し、原則として北國デジタルバンキングの代表口座としている預金口座が開設されている当行国内本支店にて申込手続きを行うものとします。
2. 「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定の必要書類を添付するものとします。
3. 利用契約は次に掲げる要件をすべて満たした場合に締結します。
 - (1) 業務規程等の利用契約締結要件をすべて満たしていること。
 - (2) でんさいネットまたは当行からの通知を受ける手段として、電子メールまたはFAXの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。
4. 当行は次の場合には利用申込を承諾しない場合があります。なお利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
 - (1) 利用契約の締結要件を一つでも満たしていない場合
 - (2) 利用申込時に虚偽の事項を申出たことが判明した場合
 - (3) 業務規程等に則り、当行所定の審査を行い、契約締結を行わない判断を当行が行った場合
 - (4) でんさいネットでの審査において否認となった場合
 - (5) その他、当行が利用を不適当と判断した場合
5. 利用申込者が利用申込の承諾後であっても、前項第1号または第2号のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、利用者はでんさいサービスの利用により既に発生した義務について、業務規程等および本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
6. でんさいを債権者としてのみ利用する場合、「利用申込書」所定欄にその意思表示を表記するものとします。
7. お申込まいただいた内容について、でんさいネットへの登録完了後、次に掲げる登録内容を当行所定の方法で通知します。
 - (1) 利用者番号（でんさいネットで採番される利用者固有の番号）
 - (2) 連絡方法（電子メール・FAXの別）
 - (3) 利用開始日（記録請求を開始できる日）
 - (4) 指定許可登録利用の有無
 - (5) 債権者請求方式利用の有無
 - (6) 予約利用の有無
 - (7) 債務者利用の有無
8. 決済口座は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとします。
 - (1) 利用者は予め「利用申込書」により、当行国内本支店における利用者名義の口座を、でんさいの決済用の口座として（以下「決済口座」といいます。）届出るものとします。なお、決済口座として登録できる種目は、当行所定の種目に限るものとします。
 - (2) 利用者の決済口座は、原則1店舗につき1口座のみ指定可能です。また、1決済口座を他のでんさい利用契約においても指定し使用することはできません。
 - (3) 当行は決済口座として登録できる口座数および口座の種目を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。
 - (4) 各種申込書等に使用する印鑑は、原則として北國デジタルバンキングの代表口座の届出印鑑とします。
9. 債権者請求方式で発生記録請求を行う場合については、次の各号に掲げるところにより取扱うものとします。
 - (1) 利用者が、利用契約申込時にその旨を届出るか、当行所定の「利用者登録情報変更届（兼変更記録請求書）」にて利用形態の変更を当行に申請するものとします。ただし、債権者請求方式を取扱っている金融機関および同方式を利用している相手方債務者に対してのみ取扱うことができます。

- (2) 前号の届出または申請があった場合、当行は所定の審査を行い登録するものとします。ただし、審査の結果によっては、債権者請求方式を承諾しない場合がありますが、不承諾について利用者（利用申込者を含む）は異議を述べないものとします。

第3条【利用時間】

でんさいサービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を、利用者に事前の通知を行うことなく変更する場合があります。

第4条【サービス利用料等】

1. 利用者はでんさいサービスのご利用にあたり、利用手数料その他でんさいサービスに係る手数料ならびに、これに係る消費税等相当額(以下「利用手数料等」といいます。)を支払うものとします。また、でんさいサービスを利用するにあたり、必要となる通信料金・インターネット接続料金・コンピュータその他機器等については、利用者が負担するものとします。
2. 当行はでんさいサービスの利用手数料等について、新設あるいは改定する場合があります。ただし、実施日前に当行所定の方法により、その効力発生日を含め内容を掲示します。掲示された効力発生日以降にでんさいサービスを利用した場合、利用者はその内容を異議なく承諾したものとします。利用者は、この新設もしくは改定等に同意されない場合、利用契約を解約することができます。
3. 利用者が北國デジタルバンキングを用いて行ったでんさいサービスの利用手数料等は、当行所定の日に普通預金規定・総合口座取引規定・当座勘定規定の各約定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提示なしに指定口座から自動的に引落とします。また、領収証の発行は行いません。なお、利用者が当行の窓口で書面にて申し出たでんさいサービスおよび取引にかかるサービス利用料については、その都度現金等にていただきます。

第5条【利用者による利用契約の解約】

1. 利用契約は利用者の申し出により解約できます。その場合、利用者から「利用契約解約請求書」を決済口座開設店に提出するものとします。
2. でんさいサービスの解約は、当該利用契約に係るすべてのでんさいが消滅した後に有効となります。利用契約の解約手続き終了以前に生じた損害については、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
3. 利用者が当行に対し、未払いの手数料等でんさいサービスに関する何らかの債務を負担している場合、解約手続き終了時までに全額を支払いするものとします。

第6条【当行およびでんさいネットによる利用契約の解除】

1. 利用者に業務規程第16条第1項の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行およびでんさいネットはいつでも利用者に何らの催告なくして、でんさいサービスを停止し、または契約を解除できるものとします。当該利用契約に係るでんさいがある場合は、解除手続きの開始により利用を制限し、すべてのでんさいが消滅した後に利用契約を解除するものとします。また、次の各号の事由が一つでも生じた場合についても、当行は同様の取扱いをするものとします。
 - (1) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくは民事再生手続開始、および今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続き開始の申立があったとき、あるいは利用者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続きの開始があった場合
 - (2) 住所変更の届出を怠るなど、利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明になった場合
 - (3) 決済口座が強制解約される手続きに入った場合
 - (4) 支払うべき利用手数料等の未払い等が発生した場合
 - (5) 解散・その他営業活動を休止した場合
 - (6) 本規定に基づく届出事項について虚偽の事項を届出したことが判明した場合
 - (7) 本規定に違反した場合
 - (8) その他、前各号に準じ、当行がでんさいサービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合
2. 当行が解除通知を利用者の届出住所にあてて発信した場合、その通知が利用者の受領拒否や転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第7条【死亡した個人利用者の利用契約を継続する旨の届出方法】

1. 利用者が死亡した場合、当行所定の「相続時利用継続届」による所定の手続きが完了するまでは、記録請求およびでんさいの決済の取扱いを行いません。
2. でんさいの相続等で記録請求等の利用を行う場合、届出相続人を相続人の代表として相続人全員が同意のうえ、「相続時利用継続届」を当行所定の書類とともに申し出るものとします。
3. 当行は、相続人より前項の届出がなされた場合は、でんさいの決済を行います。この場合の決済口座は、「相続時利用継続届」にて指定された口座とします。
4. 届出相続人は、第2項の申し出によって、発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録を請求できるものとします。
5. 「相続時利用継続届」が提出された後、当該利用契約にかかるすべてのでんさいが消滅した場合、当行は、相続人に予め通知することなく当該利用契約を解約するものとします。

第8条【他の者に利用契約を承継させる場合の届出方法】

1. 法人の合併・会社分割により利用契約および当該利用契約に係るでんさいのすべてを承継人に承継させる場合、承継人が当行所定の書類とともに「利用契約承継届（兼変更記録請求書）」を当行に提出するものとします。
2. 法人の合併・会社分割時の利用契約および当該利用契約に係るすべてのでんさいの承継については、提出していただいた書類等にて、でんさい契約の新規申込時に準じた審査を当行で行い、でんさい利用者の要件を満たしているかを確認します。

ただし、審査の結果によって変更を承諾しない場合がありますが、不承諾について、承継人および被承継人は異議を述べないものとします。

第9条【債務者利用停止措置】

1. 利用者が次に掲げる事由の一つでも該当する場合には、当行は当該利用者に対し、債務者利用停止措置をすることができるものとします。
 - (1) でんさいネットの取引停止処分を受けたとき
 - (2) 業務規程等に違反したとき
 - (3) 利用者の信用力が低下する等の状況が生じ、債権者利用に限定することが妥当であると当行が判断したとき
2. 債務者利用停止措置を受けた利用者は、自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録ができないものとします。
3. 債務者利用停止措置の期間は業務規程細則第10条第1項各号に定める期間とします。また、第1項第3号の事由により当行が債務者利用停止措置をする期間は、債務者利用停止措置を受けた日から2年間とします。
4. 業務規程第18条の規定により、債務者利用停止措置となった利用者は、前項で定める期間が経過した場合、当行所定の書面により、「債権者利用限定特約」の解除を決済口座開設店に申請することができます。
5. 前項の規定により、当行は第2条に準じた審査を行い、でんさい利用者の要件を満たしており、かつ当行が解除妥当と判断した場合、「債権者利用限定特約」の解除を行います。ただし、審査の結果によって解除を承諾しない場合がありますが、不承諾について利用者は異議を述べないものとします。

第10条【届出事項の変更】

1. 利用者は業務規程等に定められた届出事項に変更があった場合、直ちに当行所定の方法により決済口座開設店へ届出するものとします。また、この届出の前に生じた損害について、利用者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。
2. 利用者がこの届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
3. 当行は変更内容を審査し、でんさいサービスの提供を一時的に中止またはでんさいサービスを解除することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
4. 当行が利用者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合、本条の届出を怠るなどの利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条【利用者に破産手続開始の決定等の事由が生じた場合の届出方法】

1. 利用者に業務規程細則第12条各号に掲げる事由が生じた場合、利用者または利用者の代理人は、当行に「破産開始決定通知書」の写し等の書類を提出するものとします。
2. 当行は前項の規定に基づき、利用制限措置を行うものとします。

第12条【電子記録の請求等】

1. 電子記録の請求手続きは第1条第1項に定めるサービスの利用方法によるものとします。
2. 発生記録、譲渡記録、保証記録等の請求の方法は、利用者が前項の請求手続きにより行うものとします。この請求は当行を通じて、でんさいネットに通知・記録されます。
3. 前項の記録請求がでんさいネットに記録され、その記録内容が当行に通知された場合、当行は遅滞なく電子メールもしくは書面により利用者に通知します。
4. 指定許可機能の付与にかかわる制限の方法については、次の各号に掲げるところにより取扱うものとします。
 - (1) 指定許可機能は、自らを債務者または債権者とする発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを保証人とする保証記録において利用することができます。
 - (2) 前項の各記録請求の指定許可先を登録する場合、およびこれらの指定許可先を解除する場合は、第1条第1項に定める利用方法にて申請するものとします。
5. 当行は、記録請求に係る利用手数料等を請求1件毎に課金するものとします。また、相手方の承認によって成立する記録請求についても、相手方の承認の有無に関わらず、記録請求をした利用者に課金するものとします。

第13条【電子記録の請求制限等】

業務規程第22条第1項第9号に定める「自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨」の申出、またはこれを解除する場合の申出は、当行所定の「利用制限・制限解除届」を決済口座開設店に提出することによるものとします。

第14条【でんさいの決済】

1. でんさいに係る債務の支払いは、業務規程等に基づき行われ、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定の各約定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書および当座小切手の提示なしに決済口座から自動的に引落とし、債権者の口座に振り込みます。(以下、「口座間送金決済」といいます。) また、領収証の発行は行いません。
2. 利用者が口座間送金決済を行う場合には、原則、支払期日の前日までに決済口座に資金を留保するものとします。
3. 支払期日の午後2時以降に資金を決済口座へ入金した場合、口座間送金決済処理に間に合わなくなる場合があります。この結果によって支払不能処分の対象となった場合、当行の故意・過失による場合以外は、利用者に生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 決済口座から決済する明細の順序は、その他の口座振替明細も含めて、当行の任意とします。
5. 決済口座の残高が口座間送金決済の決済資金に満たなかった場合、当行の故意・過失による場合以外は、利用者は支払不能処分の対象となることに異議を述べないものとします。
6. 債権者または債務者は、業務規程等の規定に基づき、口座間送金決済の中止の申出をすることができます。この場合、決済

口座開設店へ当行所定の「口座間送金決済中止依頼書」にて申し出るものとします。また、「口座間送金決済中止依頼書」はでんさいの支払期日の前営業日までに提出するものとします。支払期日当日に「口座間送金決済中止依頼書」を提出した場合、口座間送金決済を中止できずに、資金が債権者の決済口座に送金されてしまう場合があります。

7. 利用者が破産等の理由により利用制限を受けた場合、当行は口座間送金決済を中止します。
8. 本条各項に該当する場合、当行の故意・過失によるものを除き、口座間送金決済がなされたこと、またはなされなかったことに関して、利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。

第15条【電子記録の訂正または回復の通知の方法】

1. 利用者は自己の請求に係る電子記録について、業務規程細則第36条第1項に規定する事由があることを知った場合、直ちに当行所定の書面により決済口座開設店へ申し出るものとします。
2. 当行は前項の規定により、その経緯・事実関係を調査し、でんさいネットへ記録の訂正・回復を依頼します。

第16条【異議申立】

1. 利用者は第2号支払不能事由について異議を申し立てることができます。
2. 異議申立は「異議申立書（通常）兼口座間送金決済中止依頼書」によって行うものとします。利用者は「異議申立書（通常）兼口座間送金決済中止依頼書」を当該でんさいの支払期日の前営業日までに当行国内本支店に提出するものとします。
3. 当行は異議申立により、口座間送金決済を中止するものとします。
4. 利用者が業務規程等に基づき異議申立を行う場合は、申出の対象となった支払不能でんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」といいます。）を、支払期日前営業日の営業時間（午後3時）までに、当行に預け入れたときに効力を生ずるものとします。
5. 利用者が預け入れる異議申立預託金は、現金または預金のみとします。
6. 前項の規定に係わらず、利用者は不正作出が異議申立の理由であるときは、業務規程細則第47条の規定により利用者は預託金の預け入れの免除を当行に申立てることができます。
7. 前項の異議申立は「異議申立書（特例扱）兼口座間送金決済中止依頼書」によって行うものとします。利用者は「異議申立書（特例扱）兼口座間送金決済中止依頼書」を決済口座開設店に提出するものとします。
8. 異議申立預託金を利用者へ返還する場合は、利用者へその旨を通知し、利用者の決済口座に入金します。

第17条【開示】

1. 利用者およびその相続人ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者（以下、「利用者等」といいます。）が行う記録事項の通常開示および記録請求に際して提供された通常開示の請求は、第1条第1項に定める利用方法によるものとします。
2. 前項にかかる請求内容の開示は、北國デジタルバンキングで請求した場合は北國デジタルバンキングに開示し、書類で請求した場合は開示内容を書面にて送付するものとします。
3. 特例開示および残高の開示にかかる請求は、利用者等および解約、または解除された元利用者が決済口座開設店へ所定の書類を提出することによって行うことができます。請求内容の開示は書面の送付によって行います。また、請求に際しては、当行所定の利用手数料等がかかります。

第18条【利用者情報等の取扱い】

1. 当行は次に掲げる利用者情報等を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた範囲および利用者情報の取扱いに関する同意書にて同意いただいた範囲以外には利用者情報等の利用を行いません。
 - (1) 利用者がでんさいサービス利用申込時に届出た情報、および利用者により登録されたサービス使用者に関する情報（第10条第1項の規定に基づき変更された情報も含まれます。）（以下「利用者情報」といいます。）
 - (2) でんさいサービスの利用履歴、およびその他でんさいサービスの利用に伴う種々の情報（以下「利用者取引情報」といいます。）
2. 当行は利用者取引情報のうち支払不能情報については、以下の目的以外には利用しません。
 - (1) 参加金融機関業務を実施するため
 - (2) でんさいの円滑な流通を確保するため
 - (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため
3. 利用者は利用者情報および利用者取引情報（以下「利用者登録情報」といいます。）につき、当行が次に掲げる目的のために、業務上必要な範囲内で使用することを予め承諾するものとします。
 - (1) 前項第1号から第3号に該当する目的のため
 - (2) 犯罪収益移転防止法に基づく利用者の確認や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - (3) 利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品およびサービスの研究・開発のため
 - (5) ダイレクトメール、電子メール等の発送等、金融商品やサービスに関する各種のご提案のため
4. 当行は次に掲げる場合を除き、利用者登録情報を第三者に提供しないものとします。
 - (1) あらかじめ利用者の同意が得られた場合
 - (2) 法令等（当局による検査を含みます）にもとづき開示が求められた場合
 - (3) 個別の利用者を識別できない状態で提供する場合

第19条【通知手段】

1. 当行は利用者に対し、取引内容等について通知・照会・確認をする場合があります。利用者は当行からの通知・照会・確認の手段として、郵便・電話・当行ウェブサイト上への掲示、もしくは電子掲示板・電子メール・FAX等が利用されること

に同意するものとします。

2. 当行が利用者に対して行うでんさい取引に関する通知手段は、利用申込時に利用者が指定する方法および当行所定の書類送付方法とします。

第20条【免責事項、損害賠償等】

1. でんさいサービスを北國デジタルバンキングにて利用する契約の場合、北國デジタルバンキング契約の免責・損害賠償条項を準用します。
2. 当行の責によらない通信機器・回線、およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延・不能となった場合、そのために利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
3. 公衆電話回線・専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、利用者のパスワード・取引情報等が漏洩した場合、そのために利用者が生じた損害について、当行に故意または重大な過失があるときを除き、当行はいかなる責任も負いません。
4. 利用者は当行が提供するマニュアル・リーフレット・ホームページ等に記載されている、セキュリティ対策・盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾の上ででんさいサービスの利用を行い、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があった場合、そのために利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
5. 利用者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって、当行に損害を与えた場合、当行は当該利用者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。
6. 当行が当行およびでんさいネットに提出された各種申込書等に使用された印鑑を、届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合、その申込書等につき偽造・変造、盗用その他事故があっても、そのために利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
7. 当行が各種請求に関する書面、または諸届書類に使用された印鑑または署名を届出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合、その請求に関する書面または諸届書類につき、偽造・変造・その他いかなる事故があっても、そのために利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。
8. 当行が利用者のID・パスワード等の本人確認のための情報が、当行に登録されたものと一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合、それらが盗用・不正使用・その他の事故により、利用者が正当な利用者本人でなかった場合でも、そのために利用者が生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負いません。

第21条【海外からの利用】

でんさいサービスは国内での利用に限るものとし、利用者は海外からの利用について、各国の法令・事情・その他の事由により、でんさいサービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第22条【サービス内容・規定等の変更】

1. でんさいサービスの内容及び本規定の内容については、でんさいサービスの利便性向上、またはでんさいサービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更を行うものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。
2. でんさいサービスの内容および本規定を変更した場合、当行はその変更内容を第19条の規定により周知します。

第23条【サービスの休止】

当行は所定のでんさいサービス休止日時以外は、休止の時期及び内容について第19条の規定によりお知らせします。

第24条【取引の移管】

1. 決済口座を利用者の都合で当行の他の国内本支店に移管する場合の申し出は、決済口座が開設されているお取引店に申し出てください。
2. 決済用口座の取引が当行の店舗統廃合や当行の都合で移管された場合、本規定に基づく契約は新しい取引支店に移されます。ただし、利用状況によっては個別の対応とさせていただきます。

第25条【関係規程の適用・準用】

本規定および業務規程等に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、および北國デジタルバンキング利用規定により取扱います。これらの規定が本規定および業務規程等との間に矛盾抵触する場合、でんさいサービスに関しては本規定および業務規程等が優先的に適用されるものとします。

第26条【準拠法、合意管轄】

1. 本規定の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。
2. でんさいサービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合、原則として、当行本店所在地の裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
3. ただし、でんさいネットが紛争の当事者となる場合は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上
(R6.6)